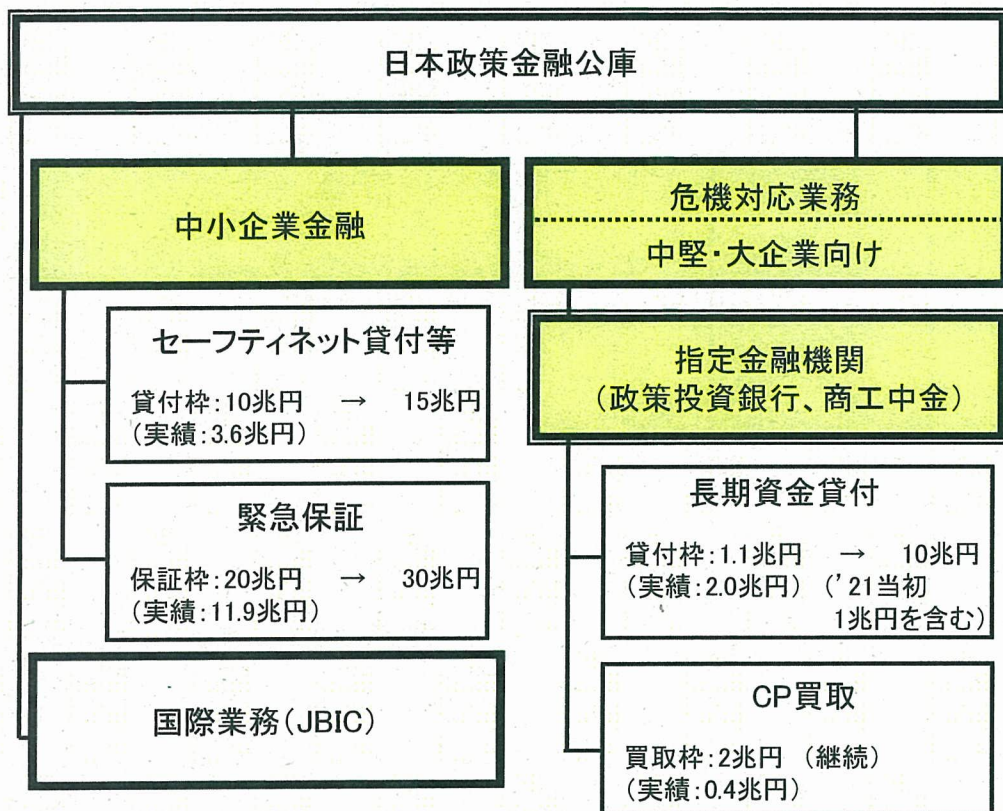


# 第68回行政減量・効率化有識者会議 日本政策投資銀行法の改正について

平成 21 年 7 月  
財 務 省

## 政策金融を活用した企業の資金繰り対策

## 日本政策投資銀行等の危機対応業務の大幅な拡大（計15兆円追加、総額19兆円規模）



- ・ 政投銀等の貸付枠の拡大  
20' 実績1.1兆円、21' 当初1兆円 → 8兆円追加
- ・ 政投銀の保証の活用 5兆円
- ・ 改正産活法損害担保付投資（みなし危機対応業務） 2兆円
- ・ 政投銀によるCP買取 2兆円（継続）



### ●21年度補正予算における措置

- ・ 出資金（3,500億円）
- ・ 交付国債（1兆3,500億円）

- 現時点で自己資本の増加を行わなければ、政策投資銀行の危機対応業務の円滑な実施に支障をきたすと考えられる部分については、出資金により措置。

- それを超える部分の危機対応業務に係るリスク資産について、予め今後の資本金増額を可能とする仕組みの組込みや財政資金の効率的使用の観点から、交付国債により措置。

### ●追加出資等のため、日本政策投資銀行法の改正

※1 危機対応業務については、日本政策金融公庫からの信用供与を受けて、指定金融機関を通じて実施される。

※2 危機対応業務の実績は、6月末現在。

# 株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法について

## 与党改正案

### 1. 財務基盤の強化

政府による政策投資銀行への追加出資及び交付国債の交付を平成24年3月末まで可能とする。

### 2. 株式の処分期限の変更

従 来：株式会社化後(平成20年10月)からおおむね5～7年後を目途  
⇒改正後：平成24年4月からおおむね5～7年後を目途

(注) 行革推進法の同旨規定も併せて改正。

### 3. 検討条項

政府は、政策投資銀行による危機対応業務の在り方及び株式の全部処分の時期について、平成23年度末を目途として検討を行う。

## 修正

検討条項を以下の通り修正する。

#### (1) 見直しの「観点」を明記

「危機対応業務の的確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から」見直しを行う。

#### (2) 検討対象の変更

原案では検討の対象を「会社の株式の全部を処分する時期」としていたが「会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方」に変更。

#### (3) 株式処分の停止

見直しの結果、必要な措置が講ぜられるまでの間、政策投資銀行法等の規定にかかわらず、政府は「その保有する会社の株式を処分しない」こととする。

(注) 株式会社日本政策投資銀行法第1条にある「その完全民営化の実現に向けて」との文言は維持。

## 報 道 発 表

平成21年7月7日  
財 務 省中堅・大企業向けの資金繰り対策等としての  
危機対応の実施状況（6月末時点）を公表します

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等について、指定金融機関は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの信用供与（公庫からの資金の貸付、損害担保契約）を受け、中堅・大企業向けの貸付等の危機対応業務を行っておりますが、6月末時点での実績の累計は以下の通りです。

	平成20年12月からの累計		平成21年6月の実績
	貸付額	20,067億円（1,016件）	4,386億円（190件）
商工中金	1,796億円（568件）	438億円（123件）	
政策投資銀行	18,271億円（448件）	3,948億円（67件）	
CP買取額	3,510億円（66件）	530億円（10件）	
商工中金	—	—	
政策投資銀行	3,510億円（66件）	530億円（10件）	

（参考）上記のうち、損害担保契約が付されているものは2,259億円（346件）。

そのうち、政策投資銀行は1,627億円（9件）、商工中金は632億円（337件）。

なお、損害担保の実績については、指定金融機関から公庫へ申込予定のものを含む。

## 「経済危機対策」(平成21年4月10日)(抄)

### 2. 金融対策

#### <具体的施策>

- 中堅・大企業の資金繰り支援等(日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠(危機対応)の8兆円追加及び財務基盤強化(法律改正を与党において検討)、危機対応への日本政策金融公庫の損害担保枠拡充、産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化への損害担保制度創設・拡充、中堅企業への債務保証拡充、産業革新機構出資枠拡充等)

(別紙)

### 2. 金融対策

- 中堅・大企業の資金繰り支援等

日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠拡大(危機対応)等

-現行の長期資金貸付枠に8兆円を追加

-その際、資金供給にあたって以下のような多様な経路の活用にも配慮する

- ・新発社債購入(社債償還資金貸付を含む)
- ・コミットメント・ラインの設定
- ・民間金融機関と協働した形での融資
- ・大企業向け融資を通じて、関連の中堅・中小企業へ資金供給

-民間金融機関の貸出額を確保する観点から、日本政策投資銀行の保証を活用

-あわせて日本政策金融公庫による損害担保枠の拡充



# 中堅・大企業向け危機対応業務の拡大について

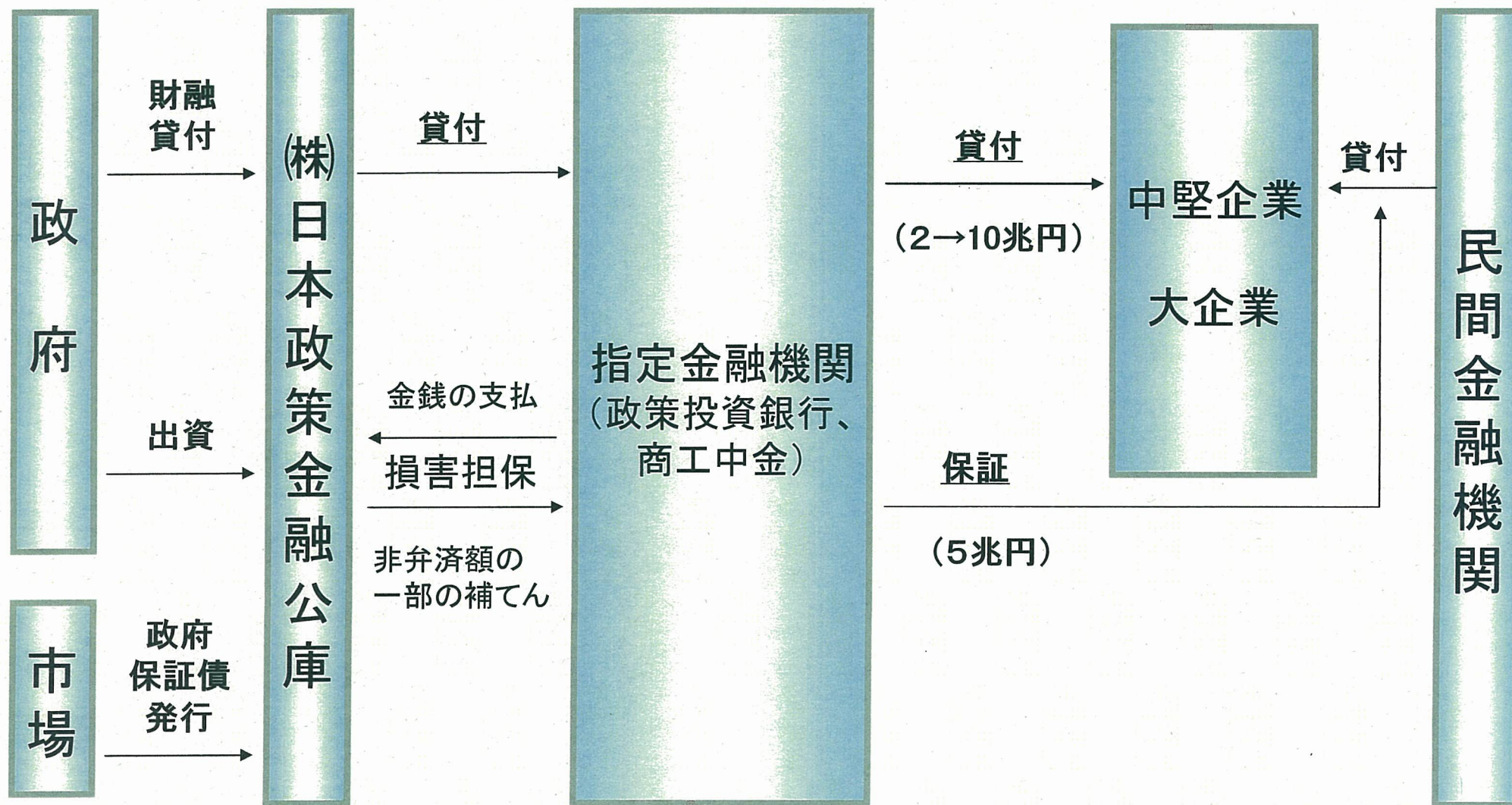
**計 1 5 兆円追加  
総額 1 9 兆円規模**

- 長期資金貸付枠の拡大（新発社債買入等を含む。） 8兆円追加  
（平成20年度実績1.1兆円、21年度当初1兆円とあわせて10兆円程度）  
資金供給にあたって多様な経路の活用にも配慮
  - ・新発社債購入（社債償還資金貸付を含む）
  - ・コミットメント・ラインの設定
  - ・民間金融機関と協働した形での融資
  - ・大企業向け融資を通じて、関連の中堅・中小企業へ資金供給
- 政策投資銀行の保証の活用 5兆円
- 改正産活法損害担保付出资スキーム 2兆円
- 〔 ● 政策投資銀行によるCP買取 (継続) 2兆円 〕
- 日本政策金融公庫による損害担保枠の拡充等

(注) 上記にあわせて、日本政策金融公庫、政策投資銀行の財務基盤強化（追加出資）等を実施。（政策投資銀行については要法律改正（議員立法））。



経済危機対策に盛り込まれた「中堅・大企業の資金繰り支援等」(危機対応業務部分)



株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

修正案

附則

(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2) 政府は、前項の措置が講せられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

修正案

附則

(検討)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の在り方及び政府の保有する会社の株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。